

新座市弓道連盟規約

第一章 総 則

(名称)

第 1 条 本連盟は、新座市弓道連盟と称する。

(目的)

第 2 条 本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい弓道の錬成を通して会員相互の親睦と健康の増進に寄与することを目的とする。

(事務所所在地)

第 3 条 本連盟の事務所は本連盟の会長宅とする。

(団体への加入)

第 4 条 本連盟は財団法人新座市スポーツ協会及び埼玉県弓道連盟に加入するものとする。

第二章 事 業

(事業)

第 5 条 本連盟は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 春季、秋季弓道大会、新年および月例射会の開催
- 2 他地区弓道大会および講習会への参加
- 3 弓道普及のための初心者教育の実施
- 4 その他本連盟が必要とする事業

第三章 会 員

(資格)

第 6 条 本連盟への入会資格者は次のとおりとする。

新座市および新座市近隣に在住する弓道愛好者

(加盟)

第 7 条 入会希望者は、連盟の定めた様式に従い理事を通して会長に申し出なければならない。本連盟への入会は、役員会の承認を要するものとする。

(会員)

第 8 条 会員は、礼節を重んじ、会員相互の和を尊ばねばならない。

2. 会員は、毎年、その年度内に所定の会費を納入しなければならない。
3. 会員は会費を滞納した翌年以降は準会員として処遇される。

(変更届)

第 9 条 会員は住所、電話番号、または段位に変更等があった場合は、すみやかに会長もしくは副会長に届け出るものとする。

(退会)

第 10 条 会員が退会する場合は、会長もしくは副会長に通知するものとする。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号に該当するときは、役員会において所要の手続きを経て除名することができる。ただし、第 2 条の場合、病気、その他の理由により、期間を開示した文書をもって正式に届けた場合は、この限りではない。

- 1 本連盟の名誉を毀損したとき
- 2 会費を 2 年以上納入しなかったとき

第四章 役 員

(役員)

第 12 条 本連盟に次の役員をおく。

- 会長 1 名
- 理事 1 2 名以内 (内、副会長 2 名、会計担当 2 名とする)
- 監事 1 名
- 顧問 若干名

(役員職務)

第 13 条 会長は、本連盟を代表して会務を総括し、総会及び理事会の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

理事は、理事会の構成員となって、会務を審議し分掌する。

監事は、本連盟の収支決算について監査し、監査結果を総会に報告する。

顧問は、理事会の諮問に応じ、本連盟の活動を支援する。

(役員選出)

第 14 条 会長は、総会において会員の中から選出し、副会長、理事、監事は会長が会員の中から指名し、総会の承認を得るものとする。ただし、顧問については、理事会の推薦を経て、会員以外からも選任できるものとする。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任をさまたげない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。役員任期が終了しても後任者が就任するまではその職務を担うものとする。

第五章 会 議

(総会)

第 16 条 定時総会は毎年 3 月、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、もしくは、会員の 3 分の 1 以上の請求があったとき会長が招集する。

(付議事項)

第 17 条 定時総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業報告および事業計画
- 2 会計報告および予算
- 3 会則の変更
- 4 役員の選任
- 5 その他重要事項

(決議)

第 18 条 総会は、議決委任者を含む会員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、総会の決議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決の委任)

第 19 条 やむを得ない理由で出席できない会員は、書面をもって議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、総会担当理事はこれを保管しなければならない。

- 1 開催の日時および場所
- 2 会員の現在総数
- 3 会議に出席した会員数、氏名（書面による議決委任者を含む）
- 4 議事事項
- 5 その他重要な事項

(理事会)

第 21 条 理事会は会長および理事で構成する。会長もしくは理事の要請に基づき、会長の招集により理事会を開催し、懸案事項を審議、決定する。理事会の議決は、3 分の 2 以上の理事が出席し、その過半数の賛成を必要とする。

(役員会)

第 22 条 役員会は、会長、理事、監事および顧問の全役員で構成する。会長の招集により、定時総会までに役員会を開催し、年度計画、予算・決算等の定時総会付議事項を予め審議するものとする。

第六章 会計及び帳簿

(経費)

第 23 条 本連盟の経費は、入会金、会費、補助金、寄付金、大会参加費その他の収入をもって充当する。

第 24 条 会費およびスポーツ保険料は役員会の提案により年次総会で承認された額とする。会員は 1 年分の会費を 3 月に前納しなければならない。ただし、3 月、9 月に分納することを妨げない。年の途中の入会者は入会金および月割分の会費を納めるものとする。退会または除名された者には、会費の払い戻しは行わない。

第 25 条 金品の寄付の申込みがあった場合には、理事会に諮り、その受理の可否を決定する。

第 26 条 本連盟の主催する弓道大会は別途参加費を徴収し、運営費に充てること
ができる。

(事業年度及び会計年度)

第 27 条 本連盟の事業年度および会計年度は、毎年 3 月 1 日より翌年の 2 月末
日にいたる期間とする。

(予算、決算)

第 28 条 会計年度に収支決算書及び予算書を作成し、本案件は役員会の審議を
経て、総会の承認を得なければならない。

(帳簿)

第 29 条 連盟に次の帳簿を常備する。

- 1 金銭出納帳
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 記録簿

第七章 付 則

(競技会)

第 30 条 会長は射会担当の理事を指名し、担当理事は大会の運営の一切を統括
し執行する。担当理事は、随時、会員の中から補佐役を選出することが
できる。

(慶弔および見舞金)

第 31 条 会員およびその家族に慶弔事があったときは、下記により慶弔金をお
くる。

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1 本人結婚のとき | 5, 0 0 0 円 |
| 2 供花料 | |
| (1) 本人が死亡したとき | 5, 0 0 0 円 |
| (2) 配偶者・子および同居の父母が死亡したとき | 5, 0 0 0 円 |
| (3) 会員が傷病により入院加療したとき | 3, 0 0 0 円 |

(公式試合参加費の補助)

第 32 条 会員が本連盟を代表して、宿泊を伴う県大会以上の射会に参加する
場合には、原則として個人負担額の半分を補助する。

(施行)

第 33 条 本連盟規約は、平成 1 年 1 月 8 日から施行する。

平成	3 年 4 月	1 日	一部追補
平成	8 年 4 月	2 1 日	一部改訂
平成	9 年 3 月	2 3 日	一部改訂、追補
平成	1 0 年 3 月	2 2 日	一部改訂
平成	1 7 年 3 月	1 9 日	一部改訂

以上

平成12年3月4日

新座市弓道連盟規約の補則

(Ⅰ) 規約第8条第3号準会員の処遇に関わる補則

準会員は

1. 定時総会に出席することが出来るが、議事に参加し議決に加わる権利を有しない。
2. 年度の名簿は配布される。
3. 連盟の主催する諸行事には特別の案内がある場合を除いて参加することはできない。
4. 審査申請書を請求することは出来ない。
5. 新座市の総合体育館に於いて継続して練習を希望する者はスポーツ保険に加入しなくてはならない。
6. 年度の途中において正会員へ復帰の申請をすることができる。

この場合、

- ①新座市弓道連盟の当年度の諸会費を及びスポーツ保険料を納入するものとする。既往の年度の諸会費は納入の対象としない。
- ②新座市弓道連盟の年会費については復帰の時点を開始として、年度の残月数に月割の会費を乗じた金額を納入するものとする。ただし、本措置は一回限りの特別措置とする。

(Ⅱ) 規約第11条第2号に関わる補則

会費を2年以上滞納し除籍された者が正会員に復帰を希望する場合は、

1. 会員資格喪失後半年以内に理事を通して会長に再加盟を申請することができる。
2. 再加盟の承認を受けた申請者は年度の諸会費とスポーツ保険料の納入後、正会員に復帰することができる。

(Ⅲ) 規約第11条第2号に関わる休会者の取扱いに関する補則

1. 休会の期間は原則として年単位で2年以内とする。ただし、再申請をすることにより期間を延長することができる。
2. 休会者は諸会費の納入は免除されるが、原則として連盟からの利便は提供されない。
3. 休会明けは正会員に復帰する。この場合、準会員の正会員への復帰の場合と同様、その年度の諸会費及びスポーツ保険料を納入するものとする。新座市弓道連盟の年会費については復帰の時点を開始として、年度の残月数に月割の会費を乗じた金額を納入するものとする。ただし、本措置は一回限りの特別措置とする。